

第5期中期計画（案）説明資料

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 退職金共済事業

1 資産の運用 【重要度 高、困難度 高】

<目標（指標）>

- 資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて以下（１）、（２）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。

<機構が実施する取組>

（１）資産運用の目標達成に向けた取組（参考１参照）

基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下のプロセスで検討と対応を行う。

- ① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。
- ② 超過収益（機構の運用実績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。
- ③ 資産配分効果が想定以上に大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認したうえで、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。
- ④ 個別資産効果に問題が見出された場合には、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否の検討を行う。
- ⑤ 運用実績の結果として実現した利益剰余金の水準について、想定損失額との比較を行い、差異が大きい場合、リスク量の適否を評価し、その結果を厚生労働省に提供する。上記の検討結果を踏まえ、必要と判断された施策に遅滞なく着手し、実施する。

一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。

（２）スチュワードシップ責任に係る取組（参考２－１・参考２－２参照）

- 「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

（３）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等（参考３参照）

- 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備する。

2 一般の中小企業退職金共済（中退共）事業

(1) 加入促進対策の効果的实施【重要度 高】（参考4-1・参考4-2参照）

<目標（指標）>

- 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。
- 個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。
- 説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上および参加者数300人以上とすること。

<機構が実施する取組>

以下の加入促進対策を実施するとともに、効果の検証を行い、毎年度、加入促進対策の見直しを実施

- 広報資料等による周知広報活動（ホームページやマスメディア等を活用した周知広報等）
- 個別事業主に対する加入勧奨（普及推進員、事業主団体等による加入勧奨等）
- 各種会議、研修会等における加入勧奨等
- 集中的な加入促進対策の実施
- 他制度と連携した加入促進対策の実施

(2) サービスの向上

<目標（指標）>

- 退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 毎年度1回以上、関係団体等の意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用する。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用する。

<機構が実施する取組>

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の妥当性を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- 契約及び退職金給付に当たり引き続き厳正な審査の実施
- 相談者の声を踏まえた相談業務の質の向上
- 毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果を分析し、加入促進に活用

(3) 中退共システム再構築【重要度 高、困難度 高】（参考5参照）

<目標（指標）>

- 中退共事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。

<機構が実施する取組>

- 中退共事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応する。
- システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続きのオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組む。
- システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進める。また、手続きのオンライン化についても機能の改善を図る。

(4) 確実な退職金の支給に向けた取組

<目標（指標）>

- 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度2.0%以下とすること。
- 請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすること。

<機構が実施する取組>

- ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策
 - 共済契約者に対する働きかけ（年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」の送付、「被共済者退職届」における被共済者の住所記入の周知徹底等）
 - 退職者に対する働きかけ（退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前、5年経過直前に請求手続の要請等）
 - その他の取組（個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークによる住所情報取得等）
- ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析
 - ホームページによる未請求に関する注意喚起、アンケート調査による未請求原因の分析等

3 建設業退職金共済（建退共）事業

(1) 加入促進対策の効果的实施【重要度 高】

<目標（指標）>

- 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とすること。

<機構が実施する取組>

以下の加入促進対策を実施するとともに、効果の検証を行い、毎年度、加入促進対策の見直しを実施

- 広報資料等による周知広報活動（パンフレット・ポスター等の配布やホームページを活用した周知広報等）
- 個別事業主に対する加入勧奨（相談員等による加入勧奨、データを用いた未加入事業主の抽出・検証）
- 各種会議、研修会等における加入勧奨等
- 加入促進強化月間における集中的な加入促進対策の実施

(2) サービスの向上【重要度 高、困難度 高】（参考6参照）

<目標（指標）>

- 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。
- 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。
- 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

<機構が実施する取組>

① 電子申請方式の利用促進

- 事業所等のニーズに応じたオーダーメイド型説明会の開催
- 集中的に電子申請の普及促進を図るためのモデル地区の設置
- 既存の共済契約者へ電子申請方式の利用者IDを交付するような仕組みの構築
- オンライン申請の拡充
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）との更なる連携強化

② 業務処理の効率化

- 契約及び退職金給付に当たり引き続き厳正な審査を実施し、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化

③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

- 建退共ホームページの再構築

④ 積極的な情報の収集及び活用

(3) 確実な退職金の支給に向けた取組（参考7参照）

① 長期未更新者数の縮減等のための取組

<目標（指標）>

- 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させること。特に、住所が把握できた長期未更新者については前中期目標期間の終了時の数から15%以上減少させること。

<機構が実施する取組>

- 新規加入時及び共済手帳の更新時に、被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録
- 過去3年間手帳更新のない長期未更新者に対する現況調査に加え、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請
- 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知
- 退職金支給要件に該当する被共済者に対して退職金を支給するため、集中的な広報活動

② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充當に向けた取組

<目標（指標）>

- 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少させること。

<機構が実施する取組>

- 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充當を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請
- 2022（令和4）年度に厳格化された発行基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた掛金の適正な充當をするよう共済契約者に対してホームページ等を活用し周知徹底

4 清酒製造業退職金共済（清退共）事業

(1) 加入促進対策の効果的实施【重要度 高】（参考8参照）

<目標（指標）>

- 中期目標期間中の新規被共済者数を270人以上とすること。

<機構が実施する取組>

以下の加入促進対策を実施するとともに、効果の検証を行い、毎年度、加入促進対策の見直しを実施

- 広報資料等による周知広報活動（関係事業主団体等が発行する広報誌等への掲載等）
- 個別事業主に対する加入勧奨（相談員による勧奨、未加入事業主に対する勧奨、既加入事業主に対する文書等による要請）
- 各種会議、研修会等における加入勧奨等
- 集中的な加入促進対策の実施

(2) サービスの向上

<目標（指標）>

- 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

<機構が実施する取組>

- 業務処理の効率化（契約及び退職金給付に当たり厳正な審査を引き続き実施、加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化、業務システム再構築の可能性の検討等）
- 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等（加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等に基づくQ & Aの充実、個別の相談業務についてサービス向上）
- 積極的な情報の収集及び活用（毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施等）

(3) 確実な退職金の支給に向けた取組

<目標（指標）>

- 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

<機構が実施する取組>

- 新規加入時及び共済手帳の更新時に、被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録
- 未更新期間が3年を経過している被共済者に対する現況調査
- 未更新期間が3年経過時点の被共済者に対する現況調査
- 住所が把握出来ている被共済者のうち、
 - ・ 長期未更新者のうち65歳に達した者に対し、掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請
 - ・ 掛金納付が24月に達した者に対し、掛金納付状況等を通知するとともに、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどを注意喚起
- 退職金支給要件に該当する被共済者に対して退職金を支給するため、集中的な広報活動 など

5 林業退職金共済（林退共）事業

(1) 累積欠損金の処理【重要度 高、困難度 高】（参考8参照）

<目標（指標）>

- 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること

<機構が実施する取組>

- 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図る。

(2) 加入促進対策の効果的实施【重要度 高】（参考8参照）

<目標（指標）>

- 中期目標期間中の新規被共済者数を6,900人以上とすること。

<機構が実施する取組>

以下の加入促進対策を実施するとともに、効果の検証を行い、毎年度、加入促進対策の見直しを実施

- 広報資料等による周知広報活動（関係事業主団体等が発行する広報誌等への掲載等）
- 個別事業主に対する加入勧奨（未加入事業主に対する勧奨、一人親方に対する勧奨、既加入事業主に対する文書等による要請）
- 各種会議、研修会等における加入勧奨等
- 集中的な加入促進対策の実施
- 他制度と連携した加入促進対策の実施（「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について、事業主に指導するよう関係機関に要請）

(3) サービスの向上

<目標（指標）>

- 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

<機構が実施する取組>

- 業務処理の効率化（契約及び退職金給付に当たり厳正な審査を引き続き実施、加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化、業務システム再構築の可能性の検討等）
- 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等（加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等に基づくQ & Aの充実、個別の相談業務についてサービス向上）
- 積極的な情報の収集及び活用（毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施等）

(4) 確実な退職金の支給に向けた取組

<目標（指標）>

- 長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- 中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

<機構が実施する取組>

- 新規加入時及び共済手帳の更新時に、被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録
- 未更新期間が3年を経過している被共済者に対する現況調査
- 未更新期間が3年経過時点の被共済者に対する現況調査
- 住所が把握できている被共済者のうち、
 - ・長期末更新者のうち65歳に達した者に対し、掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請
 - ・掛金納付が24月に達した者に対し、掛金納付状況等を通知するとともに、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどを注意喚起
- 退職金支給要件に該当する被共済者に対して退職金を支給するため、集中的な広報活動 など

Ⅱ 財産形成促進事業

1 融資業務の着実な実施

<目標（指標）>

- 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

<機構が実施する取組>

- 外部専門家による職員研修を実施すること等により、審査業務をよりの確かかつ迅速に処理

2 利用促進対策の効果的实施

<目標（指標）>

- 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を、合計1,800件以上とすること。
- 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。

<機構が実施する取組>

(1) 関係機関等と連携した利用促進対策

- 厚生労働省に登録している福利厚生会社と連携した利用促進
- 資産形成のアドバイザーであるファイナンシャルプランナー等外部専門家に対するセミナーの開催等
- 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等の開催
- 中退共の未加入事業主に対する説明会に参加し、中小企業事業主の利用を促進

(2) 特別な支援を必要とする者への対応

- 特別な支援を必要とする利用者への特例措置について、政府方針を踏まえ、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き実施

3 財政運営

<目標・機構が実施する取組>

- 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施

Ⅲ 雇用促進融資事業

<目標・機構が実施する取組>

- 債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を推進

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

<目標・機構が実施する取組>

- 法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から見直しを検討し、会議の電子化や職員のテレワークを推進
- 外部委託の拡大等による事務処理の効率化・経費の縮減

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

<目標・機構が実施する取組>

- 2022(令和4)年度予算額に比べ、被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費等の新規追加分等を除き、一般管理費を15%以上、業務経費を5%以上の削減

3 給与水準の適正化

<目標・機構が実施する取組>

- 給与水準の適正化に関する取組状況の公表

4 業務の電子化に関する取組【重要度 高、困難度 高】（参考5・参考6参照）

<目標・機構が実施する取組>

- (1) 中退共システム【再掲】
- (2) 建退共の電子申請方式の利用促進【再掲】
- (3) 手続の電子化
 - e-govの活用等、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現

5 契約の適正化の推進

<目標・機構が実施する取組>

- 「調達等合理化計画」に基づく取組の着実な実施。特に、システム改修等の調達について、透明性の確保
- 契約については、原則として一般競争入札
- 中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させない
- 監事及び会計監査人による監査における徹底的なチェック

第3 財務内容の改善に関する事項

<目標・機構が実施する取組>

- 「第3 I 5 (1) 累積欠損金の処理」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消
- 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの徹底【重要度 高】（参考9参照）

<目標・機構が実施する取組>

(1) 内部統制の徹底

独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、以下を重点に強化する。

- 統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底、施策の失敗を総括して成功に導く組織文化の定着を図る。
- 中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保する。
- 統制活動として、文書決裁ルールの徹底を始めとした責任の所在の明確化の徹底を図る。
- 大量の個人情報適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律に基づき定めた個人情報管理規程に則り、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底する。

(2) 情報セキュリティ対策の推進

①情報セキュリティ対策の推進

- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図る。
- システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図る。
- P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

②災害時等における事業継続性の強化

- 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、事業継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化する。

(3) 事業及び制度の改善・見直しに向けた取組

- 厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供する。
特に、令和2年度の特定期間退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定期間退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講じる。
- 財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供する。
- 機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供する。

2 人事に関する事項

<目標・機構が実施する取組>

- 新規採用ではP R手法・選考方法の工夫により、有為な人材の確保に努める。
- 資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門において、処遇体系その他雇用環境の整備をしつつ、必要な人材を採用する。
- 人材育成について、引き続き人材の確保・育成に係る方針に基づき、専門的、実務的な研修等の実施、多様なポストを経験させるための積極的な人事異動等を行う。
- ダイバーシティの推進について、女性職員の採用を積極的に行うとともに幹部候補者の育成を進める。障がい者の積極的な採用を進めるとともに、定着のためのきめ細やかな対応を行う。

第5 予算、収支計画及び資金計画

第6 短期借入金の限度額

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第8 剰余金の使途

- 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し及び融資業務の体制強化等に充当

第9 積立金の処分に関する事項

- 前期中期目標期間繰越積立金を充当する業務
 - ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
 - ② 前記①の業務に附帯する業務
 - ③ 財産形成促進事業
 - ④ 雇用促進融資事業

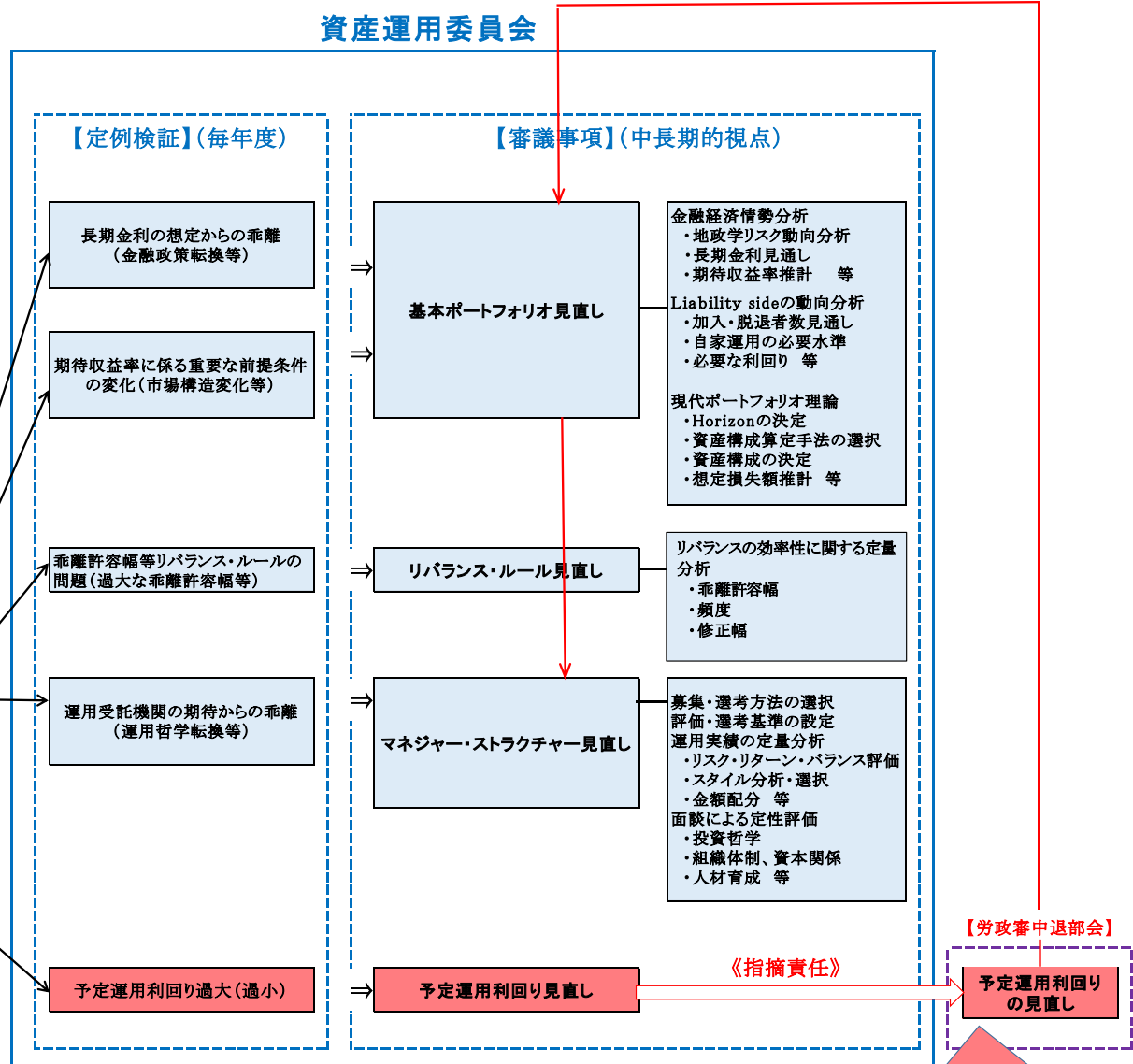
資産運用プロセス評価のイメージ (長期投資家としての視点での評価)

5年間のローリングでも分析

(単位: %)

	令和〇年度
予定運用利回り(年率)	1.00
必要な利回り(年率)	1.10
期待収益率 (A)	1.68
うち自家運用	0.50
うち委託運用	3.45
収益率実績 (B)	1.46
うち自家運用	0.44
うち委託運用	3.00
実績-期待 (B-A)	▲ 0.22
うち自家運用	▲ 0.06
うち委託運用	▲ 0.45
市場収益要因	▲ 0.21
超過収益要因	▲ 0.13
資産配分効果	▲ 0.48
個別資産効果	0.35
複合効果	0.00
手数料要因	▲ 0.11
利益剰余金(C)(億円)	3,400
想定損失額(D)(億円)	4,400
利益剰余金過不足(C-D)	▲ 1,000

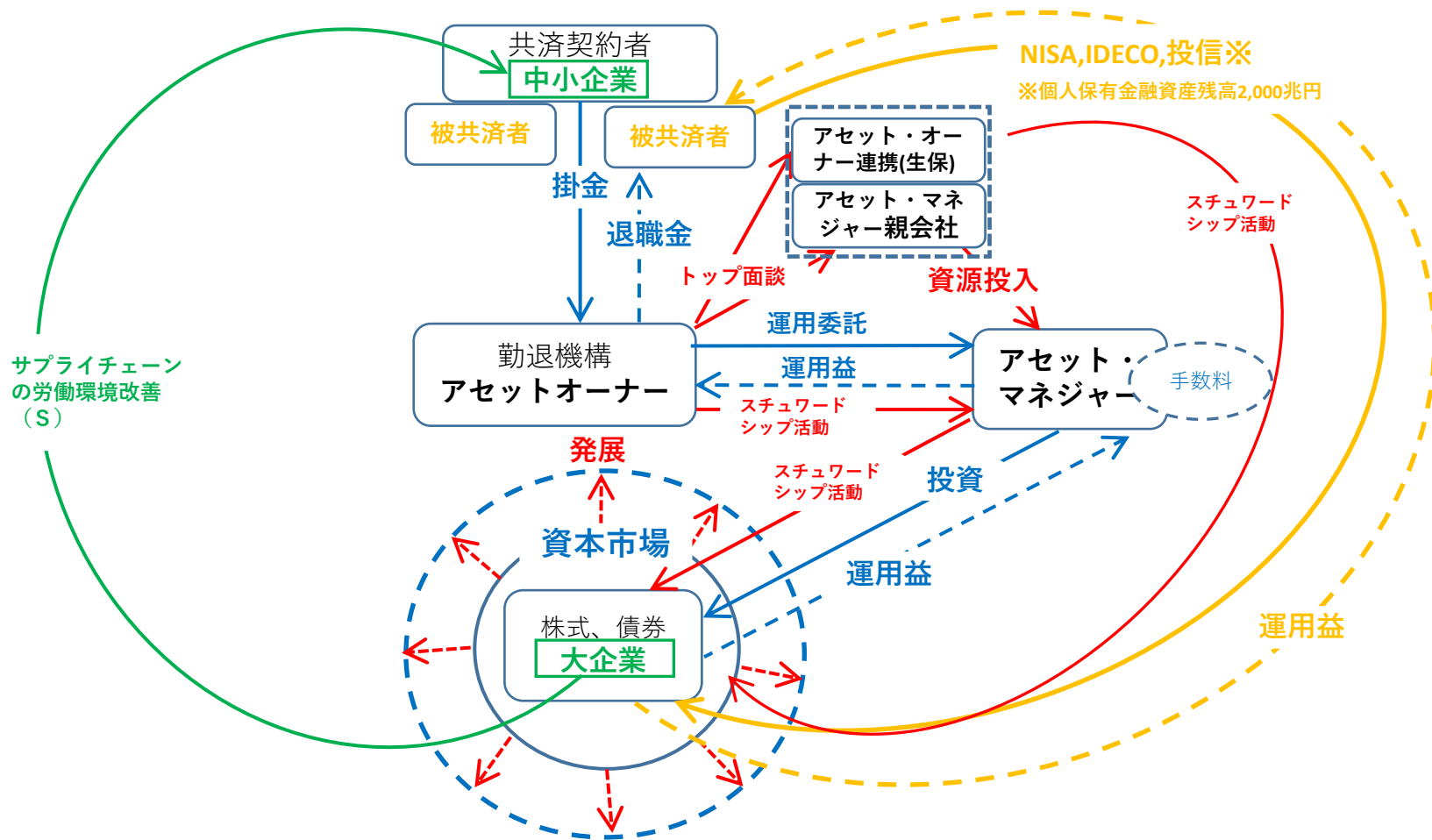
要因分解・分析



*「予定運用利回り」の決定は、「想定損失額」(制度全体に於ける下回ることの出来ない下限のリスク値)の決定になる。それは、運用において取るべき(許容する)リスク水準を概ね決定する。

資産規模 6兆円を有する公的アセットオーナーとしての使命

資産規模6兆円を有する公的アセットオーナー（機関投資家）としてスチュワードシップ活動を展開することにより、本邦資本市場の健全な発展を促し、その結果、年金などの資産運用を通じて勤労者の老後の生活の安定にも資する事を目指す。今後の論点は、受託者責任の中にESG投資が含まれるか否か。



日本版スチュワードシップコード改訂版受入れ以前の状況 <平成26年8月～平成29年11月>

日本版スチュワードシップコード受入
 《平成26年8月》

基本ポートフォリオ見直し
 《平成28年4月～平成29年2月》

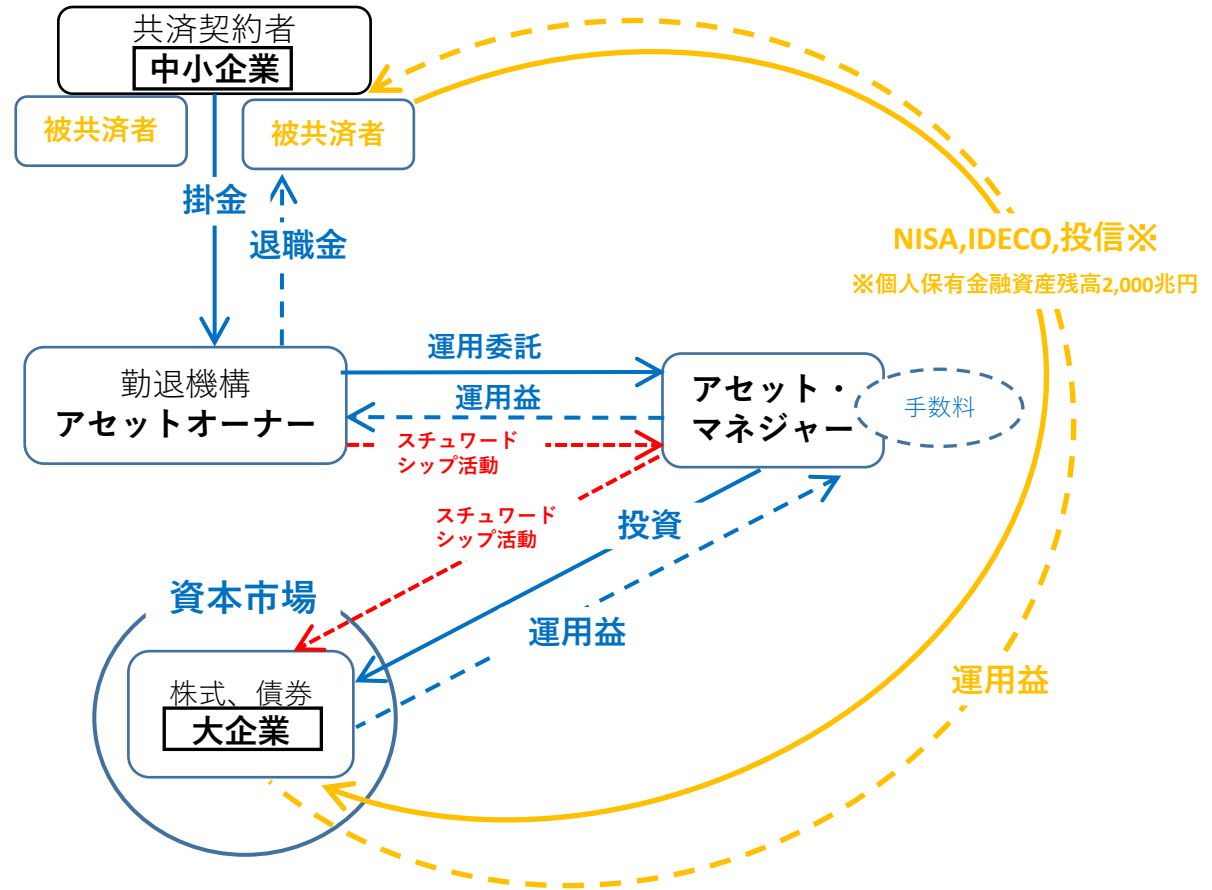
日本版スチュワードシップコード改訂版受入
 《平成29年11月》

マネジャー・ストラクチャー見直し
 《平成29年9月～令和元年9月》
 【選考】

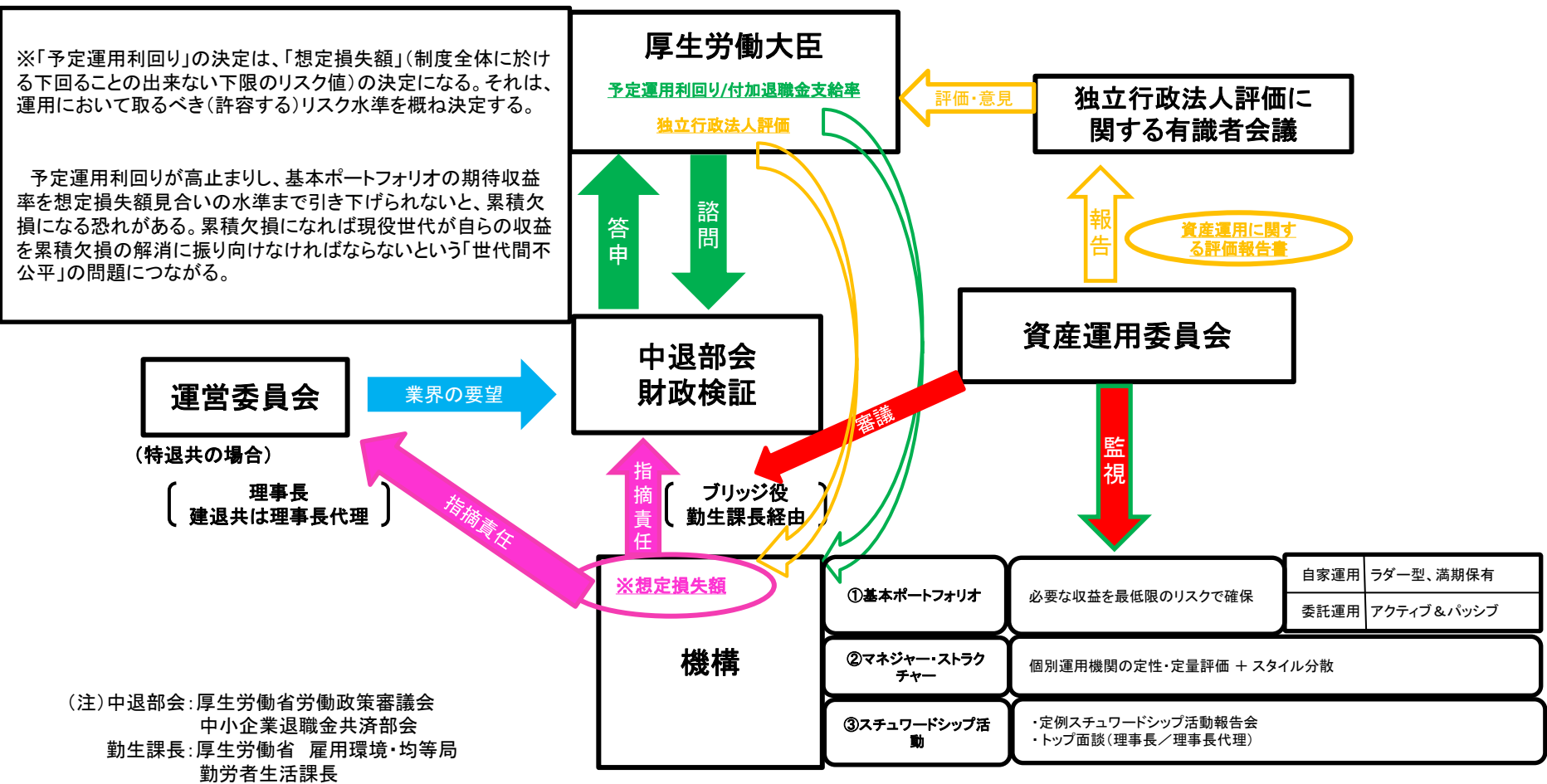
- 国内債券：平成30年4月～平成30年8月
- 外国債券：平成30年6月～平成30年11月
- 国内株式：平成30年12月～令和元年7月
- 外国株式：令和元年2月～令和元年9月

「中小企業退職金共済制度に関わる各機関の役割分担と連携等について」文書化
 《平成30年5月：平成30年度第2回資産運用委員会》

トップ面談開始
 《平成30年7月》



資産運用に係る制度全体のガバナンス体制



(注) 中退部会: 厚生労働省労働政策審議会
 中小企業退職金共済部会
 勤生課長: 厚生労働省 雇用環境・均等局
 勤労者生活課長

産業別、規模別共済契約者の加入状況

全体の加入率は1割強ながら、中規模企業では3割、特に製造業、建設業では5割に上る。
認知度はかなり高いと考えられる。

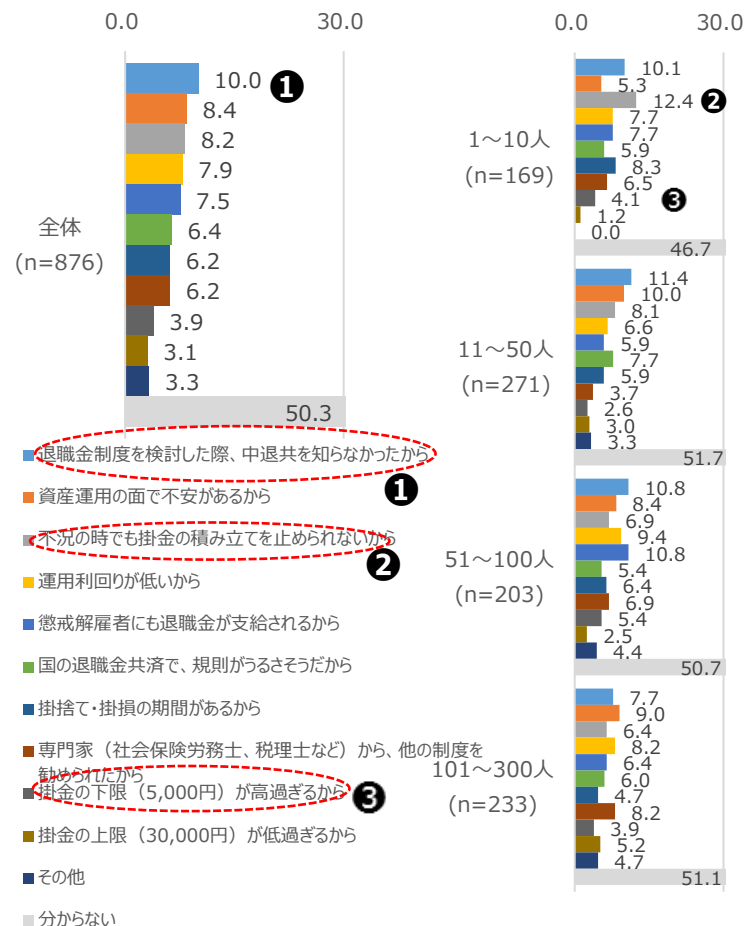
(単位 所)

		規模計	小規模企業	中規模企業
産 業 計	(加入率：%)	(10.3)	(6.7)	(30.7)
	中小企業	3,578,176	3,048,390	529,786
	中退共	367,873	205,063	162,810
鉱 業	(加入率：%)	(42.8)	(35.9)	(89.0)
	中小企業	1,310	1,138	172
	中退共	561	408	153
建 設 業	(加入率：%)	(16.1)	(14.3)	(52.4)
	中小企業	430,727	410,820	19,907
	中退共	69,133	58,700	10,433
製 造 業	(加入率：%)	(19.5)	(15.0)	(46.9)
	中小企業	380,517	327,617	52,900
	中退共	74,037	49,225	24,812
運 輸・通 信・ 公 益 事 業	(加入率：%)	(13.6)	(10.9)	(19.9)
	中小企業	110,649	76,807	33,842
	中退共	15,101	8,350	6,751
商 業	(加入率：%)	(8.8)	(4.1)	(26.9)
	中小企業	831,058	659,141	171,917
	中退共	73,274	27,091	46,183
金 融・保 険・ 不 動 産 業	(加入率：%)	(2.9)	(1.8)	(45.0)
	中小企業	327,299	318,790	8,509
	中退共	9,651	5,822	3,829
サ ー ビ ス 業	(加入率：%)	(8.4)	(4.4)	(29.1)
	中小企業	1,496,616	1,254,077	242,539
	中退共	126,116	55,467	70,649

1 中小企業数は2016年6月時点のもの（2021年版 中小企業白書）。
小規模企業の定義は常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者。
2 中退共在籍数は2020年3月末時点のもの（中小企業退職金共済事業 業務統計集計結果表（令和2年度））。
3 小規模企業の定義は常時使用する従業員の数が19人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、4人）以下の事業者。
3 産業から農・林・漁業を除いているため中退共の在籍数と一致しない（非一次産業）。

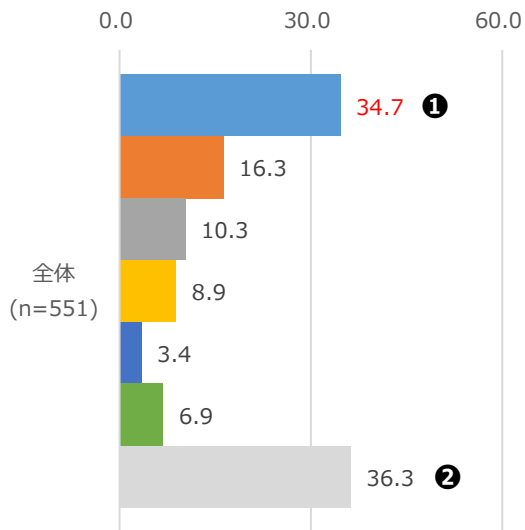
退職金制度に中退共を選択しなかった理由 〈未加入企業アンケート調査〉

・退職金制度に中退共を選択していない企業に理由を訊ねると、「知らなかった」が多いものの、その割合は、約1割に過ぎない①
・従業員数10人以下の小規模企業では、「不況でも掛金積立を止められない」との回答が最も多くなっている②ほか、掛金の下限が高過ぎる③など資金的余裕の無さが大きな要因になっている。



退職金制度を導入していないし、導入の準備や検討をしていない理由（複数回答）
 <未加入企業アンケート調査>

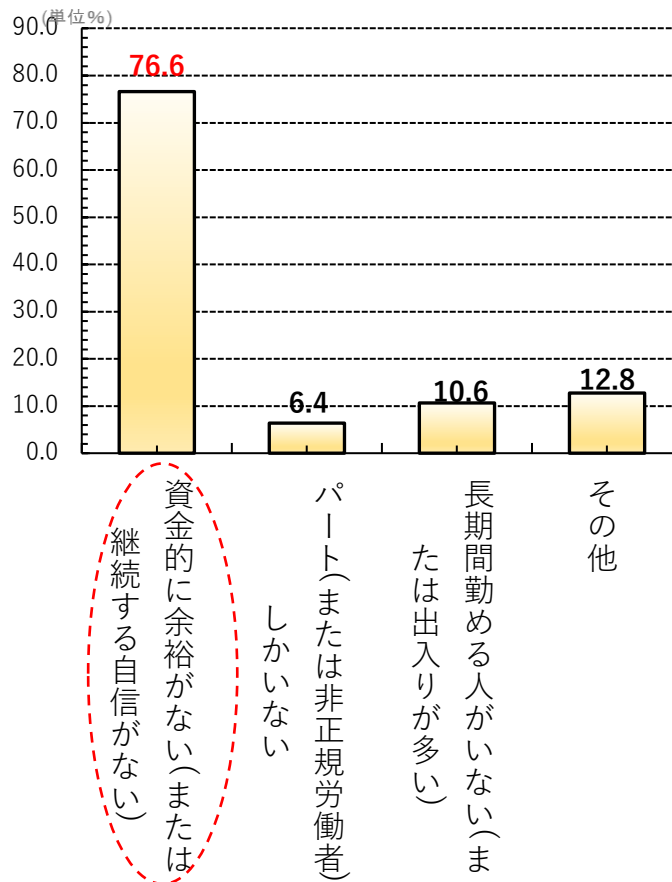
- ・退職金制度を導入しない理由として、「資金的な余裕がない」が多く、3分の1以上が挙げている。（①）
- ・「退職金について考えたことが無い」も多く、中小企業において退職金制度が普及していない実情が窺われる。（②）



- ① 資金的な余裕がない
- ② 退職金制度について考えたことがない

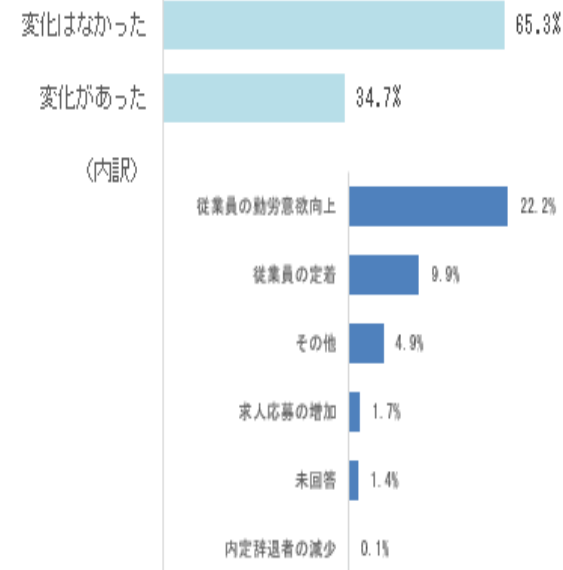
中退共加入を躊躇する理由（複数回答）
 全国普及推進員・特別相談員(52名)アンケート調査

・各都道府県1名の普及推進員・特別相談員に営業先中小企業が中退共加入を躊躇する場合の理由について聞くと、圧倒的に「資金的余裕がない（ないし掛金を不況期にも継続する自信がない）」が多くなっている（回答者の76.6%）。



中退共加入に期待するもの（複数回答）
 <新規加入企業アンケート調査>

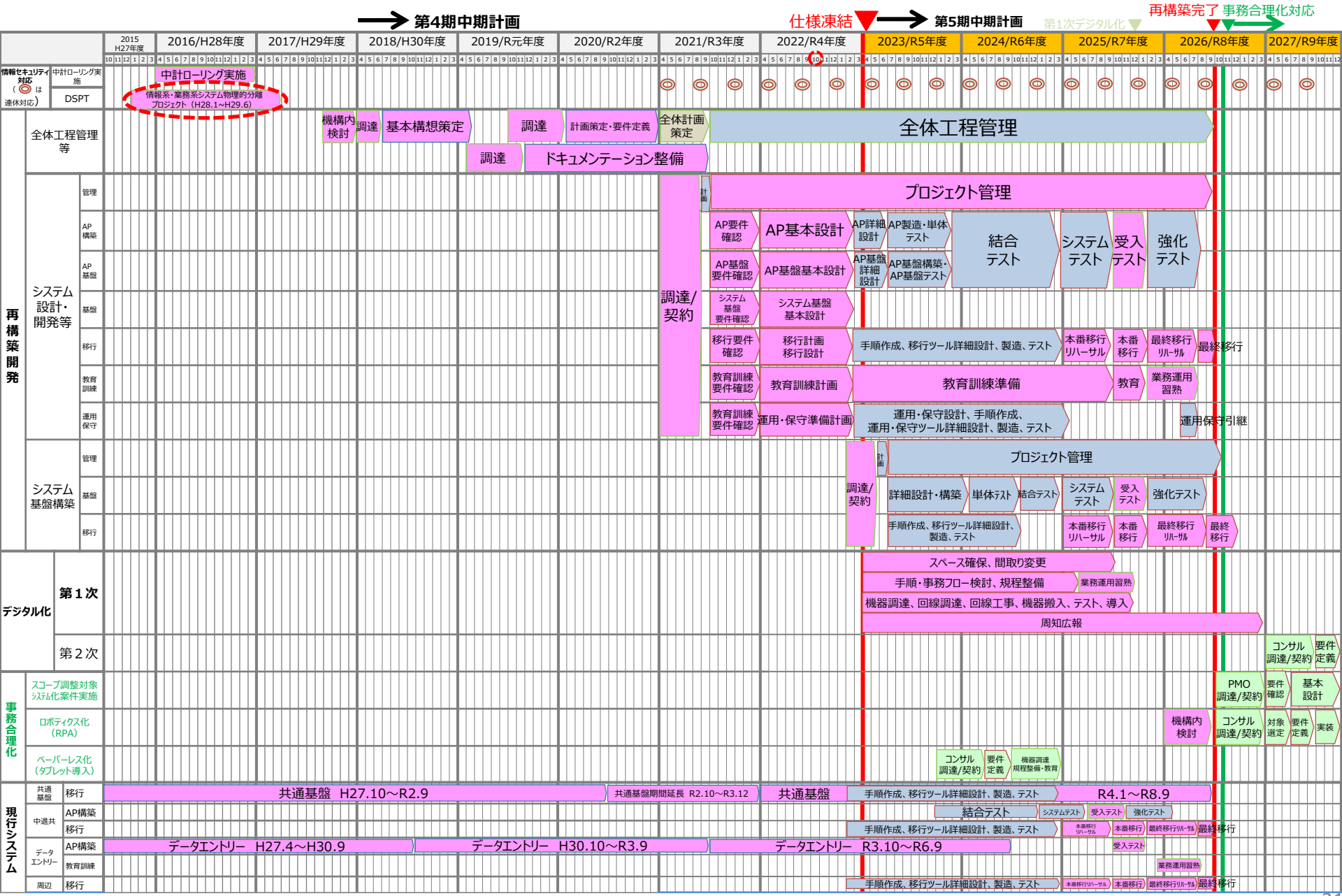
・新規加入企業に、中退共加入後の効果の有無を訊ねると、3分の1以上の企業が加入当初から効果を実感、特に2割以上が「従業員の勤労意欲向上」、1割が「従業員の定着」に効果があったと回答している。
 ・退職金制度導入が人材の生産性向上及び確保の面から中小企業の振興に寄与していることが示唆される。



中退共システム再構築 スケジュール

【凡例】
 : 職員の積極的関与が必要なタスク
 : 職員の負担が特に重いタスク

参考5



現状・課題

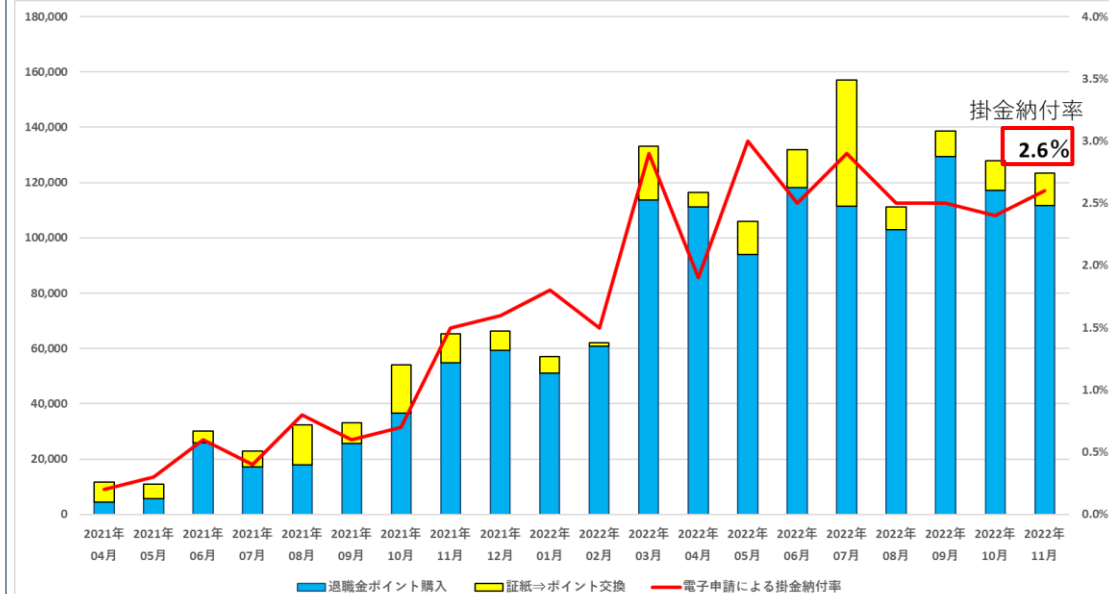
電子申請方式の利用状況（令和4年11月末）

共済契約者数（A）	174,297所
（内）電子申請 申込済契約者数（B）	13,203所
電子申請申込率（B/A）	7.58%
電子申請専用サイト ログイン数（C）	8,310件
全共済契約者 におけるログイン率（C/A）	4.77%

オンライン申請

添付書類を必要としない共済手帳申込等のオンライン申請を導入（令和3年10月～利用開始）
 オンライン申請による共済手帳申込実績
 令和4年4～11月末 1,163名（768社）

電子申請による掛金納付率の推移



※掛金納付率は、毎月の掛金収入額に対し、電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額（証紙からの交換含む）が占める割合で表示

次期中期目標期間における主な取組（令和5～9年度）

①CCUSとの更なる連携強化

CCUSとデータの提供・共有による情報の補完。
 建退共未加入事業者（民間工事を主体とする事業者等）に対する加入促進への活用。

②オンライン申請の拡充

手帳更新申請等、添付書類が必要な手続きについてもオンライン申請を拡充。
 操作画面上での簡易審査の導入。

③電子申請普及のためのモデル地区設置

モデル地区（都道府県単位を想定）を選定、電子申請専用の相談窓口を設置。
 集中的に普及促進。

④ニーズに応じた説明会の開催

パソコンに不慣れな担当者向けやCCUSとの連携に特化した操作方法など様々な
 必要性に対応した説明会を実施。

⑤事務手続きの簡素化

建設業許可番号情報との自動連携による住所変更等の手続きのワンストップサー
 ビスを導入。

電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）率50%以上
 電子申請による掛金納付率30%以上

現状と見込

長期未更新者の推移（令和4年10月末）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022年10月末
長期未更新者数	369,592	371,025	373,568	370,498	364,418	362,862

新たに長期未更新者に該当する被共済者見込

2022年度末見込 14,902人 ⇒ 2027年度末見込 13,115人

住所が把握できた長期未更新者見込（対策前後）



次期中期目標期間における主な取組（令和5～9年度）

①ターゲットを特定した対策

- ・一定年齢者への退職金請求勧奨（75歳）、掛金納付状況通知（70歳）
- ・一定年齢者への退職金請求勧奨のフォローアップ（80歳）
- ・共済契約者へ長期未更新者の現況調査（長期未更新調査）
- ・住所が把握できた長期未更新者全員への退職金請求等の要請

②加入者全体を対象とした対策

- ・マスメディア、「建退共工事現場」標識、HP等を活用した周知広報
- ・発注機関、ハローワーク、建設関係団体、説明会などによる周知広報
- ・共済契約者に対し、チラシ等により次回手帳更新時期による手帳更新の周知徹底

③長期未更新者防止を目的とした対策

- ・掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知
- ・初めて電子申請により掛金充当されたとき掛金納付実績1年目（12月）となったとき掛金納付実績5年目ごと（60月、120月・・・）
- ・次回手帳更新時期到来の通知
- ・電子申請サイトを利用している共済契約者に対し、被共済者の手帳更新時期に到来したことを通知

※赤字下線は第5期中期計画期間の新規施策

- ・住所を把握している長期未更新者を前中期目標期間の終了時の数から15%以上減少
- ・新たに長期未更新者に該当する者を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少

清退共・林退共における主な目標と施策

1. 加入促進【重要度高】

清退共の新規加入目標

中期目標期間中の新規被共済者数を270人以上とすること

林退共の新規加入目標

中期目標期間中の新規被共済者数を6,900人以上とすること

機構の取組

- ・ 広報資料等による周知広報活動
 - ・ 各種会議、研修会等における加入勧奨等
 - ・ 個別事業主に対する加入勧奨等
 - ・ 集中的な加入促進対策の実施 等
- ※ 清酒については、比較的未加入の多い「単式蒸留焼酎」「みりん」を品目とする事業所、林業については、林業関係団体に所属する未加入事業所や一人親方への加入勧奨に重点的に取り組む。

2. 林退共の累積欠損金の処理【重要度高、困難度高】

林退共の目標

中期目標期間の最終年度に、累積欠損金解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること

機構の取組

2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が策定した累積欠損金解消計画の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実に累積欠損金を解消

勤労者退職金共済機構におけるガバナンス体制

